

中等社会科教育における社会的意決定批判学習

- 同様の価値にもとづく異なる社会的意決定の批判的研究 -

土肥大次郎

Lessons as Critical Studies of Social Decision-Making in the Secondary
Social Studies Education: Critical Studies of Different
Social Decision-Making based on the Same Value

Daijiro DOHI

1. はじめに

筆者はこれまで「社会的意決定の批判的研究としての社会科授業」(以下「社会的意決定批判学習」とする)の有用性について論じてきた¹⁾。この学習は、社会についての批判的思考力および合理的意決定力の育成をめざしており、社会のあり方に対する複数の合理的意決定を取りあげ、それぞれの決定の合理性や問題点を捉えられるようにするものである。

こうした学習は、市民的資質育成との関わりが間接的・希薄なこれまでの社会科授業の改善をめざしている。これまで実践されてきた社会科授業の多くは、社会の諸事象を必然的に生じるものと捉え、whyの問いから「必然」を生じさせた連関(因果的連関や動機づけ連関)を特定したり、whatの問いより幾つかの「必然」を積み重ねて本質を特定したり、あるいはhow等により「必然」としての具体的な諸事象そのものの知識を提示してきた。こうした授業の中には、高度な理論や豊かな教養を子どもたちに習得させる価値あるものも多い。しかし、そのような社会を必然と捉える授業ばかりでは、社会のあり方を批判的に考え、様々な可能性から判断・意決定する市民の育成が、十分為されるとは言えない。

社会科が市民的資質育成との関わりを強めようとするれば、社会の諸事象を人々の選択的な決定より生じるものと捉え、社会のあり方に関する複数の可能性を考慮して授業を構成することも必要になろう。そして近年の社会科教育学研究においては、社会に関して必然性のみから考察するのではなく、複数の可能性からの人々の選択・決定も重視して、授業の改革をめざすものが多い。社会系教科教育学会第12回研究大会シンポジウム「社会科授業論のニューウェーブ」(2001年2月)の頃からは特に、こうした改革の必要性が学校現場も含めて認知されていき、様々な改革論が主張され、実践例も示されている。

ただ、人々の選択・決定を重視するこうした論の中には、眼前の社会・社会問題の中に子どもたちを性急に参画させ、表現に関わる諸活動を特に重視しながら、自身の選択・決定を迫るものも多い。各地の研究授業等をみても、子ども自身の解釈や選択・決定に関わ

る話し合いや発表等が重視され、主体的な活動が目を引き活気ある授業が多く実践されている。しかしこうした授業は、社会認識形成という点からみれば、子どもの常識の枠内に留まっていたり、あるいは特定の部分が非常に強調される一方で不十分なところが多かったりする。表現力の一定の成長は期待できるが、社会認識にもとづく思考力・判断力の成長を十分に保障していない。社会科では人々の選択・決定を重視すると、子どもの選択・決定に関わる活動に安易に結びつけられ、認識形成や思考力育成は後退する傾向がある。

こうした中、社会的意識決定批判学習は、市民的資質育成を強く意識して社会における人々の選択・決定を重視しつつ、質の高い社会認識形成、思考力・判断力育成をめざす。そのために、眼前の社会・社会問題からまずは距離を取り、これまで人々が行ってきた合理性をもつ複数の選択・決定を対象化して考察する。各選択・決定に対する理由づけ（真理性をもつ諸事実、連関）、理由づけの裏づけ（正当性をもつ価値・原則・法）などに注目して認識形成を行い、さらに選択・決定の問題点も考察して、思考力・判断力を育成するのである。子ども自身に選択・決定させるのであれば、こうした過程を踏まえた後の方が、より合理的な判断になるはずである。社会的意識決定批判学習は、日常の社会生活とは異なる社会科授業という場面を利用して、社会のあり方について広い視野から冷静に考える機会を設け、客観的・間主観的に捉えられる真理性や正当性を重視して社会認識形成を行うことで、合理的な判断ができる市民育成をめざす。

こうした学習は、社会科が「社会認識を通して市民的資質を育成する」ことを実現するうえで重要になるものだが、この改革論は未だ十分論じ尽くされていないとは言えない。本小論では、社会的意識決定批判学習で論じられていない部分を明らかにし、この学習において追加すべき型を示したい（2章）。そのうえで、そうした型にもとづく具体的な小单元を提示し、実現可能性と有用性を実証する（3章）。

2. 社会的意識決定批判学習の類型化

社会的意識決定批判学習でこれまでに筆者が開発した小单元には、「政令指定都市」（第63回全国社会科教育学会全国研究大会自由研究発表レジュメ、2014年）、「少年法改正」（広島大学附属福山中・高等学校『中等教育研究紀要』第52巻、2012年）、「原発政策」（『社会系教科教育学研究』第23号、2011年）、「市町村合併と地方自治」（『社会科研究』第71号、2009年）などがある。

これらの小单元は、考察する意識決定により大きく二つの種類に分けられる。

まず、小单元「政令指定都市」と「少年法改正」では、一つの社会的意識決定に至るまでに主張された、一定の支持があった複数の異なる合理的意識決定を扱っている。このうち小单元「少年法改正」は、2000年の厳罰化へと進んだ少年法改正に注目して、応報刑論・一般予防論の考えにもとづく厳罰化支持という意識決定、さらに国親思想・保護主義をより尊重した厳罰化反対という意識決定、両決定の分析・批判を行う。そして小单元「政令指定都市」は、1956年の政令指定都市誕生までの議論に注目して、大都市は府県の区域外の「特別市」になって大きな権能を持つべきとする五大都市の意識決定、そしてそれを否定する府県や五大都市周辺市町村の意識決定、両決定の分析・批判を行う。この小单元ではさらに、府県の区域内での「政令指定都市」という、対立する意識決定の折衷的な内容での合意形成（社会的意識決定）を捉えられるようにしている。

社会的意決定批判学習の類型化と開発した小単元

社会的意決定に至るまでに主張された複数の異なる合理的意決定の分析・批判

- ・複数の異なる合理的意決定-----小単元「少年法改正」
- ・複数の異なる合理的意決定とその合意形成-----小単元「政令指定都市」

複数の異なる地域・時代の社会的意決定の分析・批判

- ・異なる価値にもとづく異なる社会的意決定-----小単元「原発政策」
- ・異なる価値にもとづく同様の社会的意決定-----小単元「市町村合併と地方自治」
- ・同様の価値にもとづく異なる社会的意決定-----今回開発した小単元「言語政策」

次に、小単元「原発政策」と「市町村合併と地方自治」は、複数の異なる地域・時代の社会的意決定を扱っている。このうち小単元「原発政策」は、異なる価値にもとづく異なる社会的意決定を取りあげて学習を進める。具体的には、フランスの1970年代の「国内経済の安定」という価値から導かれる原発推進政策、そしてイタリアの1987年の「人々の健康な生活の保障」という価値からの原発推進政策見直しについて、それぞれの合理性や問題点を考察する。そして、小単元「市町村合併と地方自治」は、異なる価値にもとづく同様の社会的意決定を考察する。具体的には、広島県で2000年代にみられた内海町や沼隈町の「団体自治の実現」という価値・原則に主にもとづく福山市との合併推進、そして神辺町の「住民自治の実現」という価値・原則に主にもとづく福山市との合併推進、それぞれの合理性等を学習していく。

このように社会的意決定批判学習は、学習の対象とする意決定等により、幾つかに類型化することができる。異なる幾つかの型があることで、各地・各時期の多様な社会的意決定、様々な合理的意決定を幅広く扱えるようになり、子どもの批判的思考力育成や意決定力育成に寄与すると考える。

ただし、複数の異なる地域・時代の社会的意決定を考察する授業については、これまで小単元を開発していないもう一つの型を追加すべきである。それは、同様の価値にもとづく異なる社会的意決定を捉えられるようにする学習である。

異なる意決定が為される場合、その裏づけとなる価値は異なっていることが多い。しかし、同様の価値にもとづき異なる意決定が為されることも珍しいことではない。例えば少子化対策においては、児童手当などの「経済的支援」と保育や育児休業制度などの「両立支援」、これらについて何を重視してどのように実施するかは国により、地域により異なる選択・決定が為されている。過疎化への対策をどうすべきか、災害復興のためにまちづくりをどうすべきか、その他にも様々なケースで同様の価値や原則にもとづき異なる決定が為されてきている。こうした社会の現実を踏まえれば、同様の価値にもとづく異なる意決定を捉えられるようにする学習は必要なものと言えよう。この学習では、正当性をもつ一定の価値のもとで、どのような手段により価値実現を図るのか、現実的な社会状況も踏まえつつ多様な手段について考察し、現在の此处でみられることを相対化して考えられるようにする。

3. 同様の価値にもとづく異なる社会的意思決定を考察する小単元の開発

(1) 小単元「言語政策」の開発

同様の価値にもとづく異なる社会的意思決定を考察する実際の授業事例として、高等学校地理学習の小単元「言語政策」を開発した。

言語政策とは「言語と社会の関連についての重要な選択」であり、その実践は「言語計画」と呼ばれ²⁾、社会言語学の分野で多くの研究がみられる。こうした言語政策・言語計画には、公的な場所などで用いる言語を選定する席次計画、選定した言語の実質的な内容を決定する実体計画、国民に普及させるための普及計画といった三段階があり³⁾、また少数言語の保護などを含めて考えることもある。これらのうち開発した小単元は、社会系教科目の授業として、言語構造や表記法等に関わる部分は扱わず、国家語(国語)や公用語の選定といった席次計画の部分を中心に授業を構成した。

日本で席次計画のような言語政策については、明治維新後に「教育ある東京人の話すことば」に「種々の人工的彫琢」を施した言語を標準語に選定⁴⁾して以降、それほど大きな論争はみられない。そうした中、言語政策を主題としたのは、世界的にみれば各国で言語の選定はしばしば大きな問題となっており、全ての国家・社会で言語政策は問題となる可能性をもつためである。日本でも2000年頃、大きな論争とまでは言えないが、英語の第二公用語化の是非が一部で論じられた。言語についての各国の意思決定を学ぶことは、現在の日本の姿を相対化することになり、様々な可能性を検討できるようにする。そしてそれは、日本の社会や国際社会の予測不能なこの先の変化に対する備えになると考える。

小単元の目標の一つは、各国がどのような価値にもとづき言語政策を実施しているかを言い表せるようにすることである。もう一つは、そうした価値の実現を図るために各国で行ってきた、言語選定に関する異なる社会的意思決定を捉えさせることである。より具体的に、社会認識に関する主な到達目標を示すと次のとおりである。

各国は国家・国民統一の象徴的機能を期待して、あるいは国家・社会運営の実質的機能のために、言語政策で特定の言語を選定し、「国家の安定」を図っている。

「国家の安定」を図るため、各国は様々な状況の中で象徴的・実質的機能のために言語政策(社会的意思決定)を行うが、それには次のものがみられ、国により異なっている。

- ・母語とする人が多い有力な言語を一つだけ、国家語や公用語とする。
- ・母語とする人がある程度存在する言語を複数、国家語や公用語とする。
- ・母語とする人は少ないが、広範囲で使用される地域・近辺の言語を、国家語や公用語とする。
- ・母語とする人が少ない旧宗主国の言語を、公用語とする。

上記の言語政策についての四つの類型は、社会言語学の成果を踏まえつつ⁵⁾、高校生にも理解しやすいよう、できるだけシンプルな形で構成したものである。

(2) 学習の構成

小単元の具体的な授業展開過程は、次頁以降の表1に示す。

小単元の導入は、日本やアメリカの言語に関する状況とともに、それとは異なる二重言語社会のインドネシアの状況を簡単に示し、「言語政策」という学習の主題を提示する。

表1 小単元「言語政策」の授業展開過程

	教師の発問・指示	学 習 内 容
導 入	<ul style="list-style-type: none"> ・日本，アメリカ，インドネシアの人々が，幼少期から自然に習得する言語（母語）はそれぞれ何語か。 ・日本やアメリカの国語は，それぞれ何語か。 ・インドネシアの公用語は何語か。 <p>各国は，なぜ言語政策を実施するのか。そして，どのような言語政策を実施してきたのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本人は多くが日本語，アメリカ人は多くが英語を母語とする（近年アメリカではスペイン語も増加）。インドネシアは分からない（後で確認する）。 ・日本やアメリカでは，国語や公用語に関して法的に明示はしていないが（アメリカは州によっては明示），それぞれの国で多くの人が母語とする日本語，そして英語を，国語や公用語として扱っている。 ・（後でも確認するが）インドネシアではインドネシア語を公用語とするが，インドネシアでこの言語を母語とする人は非常に少ない。国によって様々な言語の状況があり，各国は多様な言語政策を行っている。
展 開 1	<p>国家が特定の言語を国家語（国語）や公用語などに選定するのはなぜか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家語と公用語は何が違うのか。それぞれ一般にはどのような目的をもって選定されているか。 ・「国家語」や「公用語」などの用語は，どの国でも同じ意味で用いられているか。 <p>象徴的機能や実質的機能を総合して考えると，国家が特定の言語を国家語や公用語に選定するのはなぜか。</p>	<p>（予想する）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家語national languageは，一般に国家・国民統一の象徴的機能を持ち，多くの国は標準語を定めて普及を図ってきた。一方で，公用語official languageは，一般に国家・社会運営の実質的機能をもつ。 ・国家語や公用語などは，国によって異なるニュアンスをもつ。例えば，国民の大半が普段英語を使用するアイルランドでは，第1公用語はアイルランド語，第2公用語は英語とし，第1公用語は象徴的機能，第2公用語は実質的機能が大きい。また，法令で「国家語」「公用語」などの用語を用いず特定の言語を選定したり，日米のように法令で選定していないが特定の言語が機能を果たしたりしている。（よってこの授業では，国家語と公用語はあまり厳密に区別しない） <p>象徴的機能や実質的機能による「国家の安定」をめざし，国家は特定の言語を国家語や公用語などに選定する。</p>
展 開 2	<p>班に分かれ，各班で次のA～Eのいずれかを選択し，選択した国々の民族や言語がどのような状況になっており，「国家の安定」をめざしてどのような言語政策を行っているかを調べよ（クラス全体では，A～Eの全てが選ばれるようにする）。</p> <p>A ----- 中国，シンガポール，コートジボワール，タンザニア B ----- マレーシア，インドネシア，モザンビーク，ベルギー C ----- スリランカ，パキスタン，ザンビア，カナダ D ----- ギニア，ニジェール，ナイジェリア，クロアチア，ボリビア E ----- アンゴラ，ケニア，フランス，スイス</p> <p>中国，マレーシア，インドネシア，スリランカ，パキスタン，ニジェール，タンザニア，フランス，クロアチアについては，後に示すような教師が用意した資料を与える。</p>	
展 開 3	<p>【以後の学習は班を組み換え，新しい班は，A～Eそれぞれを調べた生徒が各班の中に揃うようにする】</p> <p>調べた国々のうち，フランスなどの言語政策はどのようなものか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フランスの言語政策に比較的類似した言語政策を行っている国はどこか。調べた国々から3カ国を挙げよう。 	<p>（各班の中で少し話し合い，予想する）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フランス，中国，クロアチア，マレーシアの言語政策には共通点がある。

・フランス,中国,クロアチア,マレーシアの民族や言語,具体的な言語政策などを,班で報告しよう。

 ・フランスの言語政策はどのようなものか。
 ・フランスでは,フランス語はどのようにして広まったか。

・中国の言語政策はどのようなものか。
 ・中国では,普通話はどういうようにして広まってきているか。

・クロアチアの言語政策はどのようなものか。
 ・クロアチア語について近年,どのような動きがみられるか。

・マレーシアの言語政策はどのようなものか。

・マレーシアは,なぜマレー語のみを国家語としたのか。

フランス,中国,クロアチア,マレーシアの言語政策で共通することは何か。また,違いは何か。

(各班の中で,各国について報告しあう)

 ・フランスはフランス語を公用語とし,標準フランス語優先の政策を長年続けてきた。
 ・フランスはもともと,北部がラテン系のオイル諸語,南部がラテン系のオック諸語,その他ブルトン語やバスク語などが使用されてきた。そうした中,王権伸長による中央集権化の進行,さらにフランス革命からのナショナリズムの高まりを背景に,各時代の政権・政府は北部オイル諸語の1つを基礎に標準フランス語を定め,広めてきた。現在,ブルトン語やバスク語の使用者は非常に少なく,南部のオック諸語もかなり減少している。

・中国は中国語=普通話を公用語とし,現在広められている。

・中国は,漢語として北方諸語や上海語(呉語の一種),福建語(閩語),広東語(粵語)など多様な言語・方言があり,その他ウイグル語やチベット語などが使用されてきた。そうした中,共産党政権の誕生後,北方諸語(特に北京語)を基礎に普通話を定め,近年普及に力を入れている。現在,華中や華南でも普通話が広まってきており,また少数民族に対しても普通話での教育が行われるようになってきている。

・クロアチアはクロアチア語を公用語とする。

・クロアチア語はもともと,「セルビア・クロアチア語」としてセルビア語と同一言語と扱われてきて,実際に話し言葉はほぼ同じである。しかし,クロアチアが独立国となってから,クロアチア語を独立した言語とみなすようになり,さらに標準クロアチア語を定めようとしている。

・マレーシアはマレー語を国家語とする。ただし,国内の民族構成をみると,マレー系と先住民が62%,中国系が23%,インド系が7%で,マレー語以外を母語とする人々も相当数いる。

・独立後,多数派で経済的地位が低いマレー人の優遇策としてブミトラ政策を実施し,言語はマレー語のみを国家語として,国内の安定を図ってきた。

フランス,中国,クロアチア,マレーシアは,母語とする人が多い有力な言語を一つだけ,国家語や公用語とし,国家の安定を図ってきた。ただしその中には,既に広められた標準語や近年広められている標準語があったり,あるいは標準語を定めようとしていたり,また母語としない人々が相当数いる場合があったり,多様な状況がみられる。

明治以降の日本についても確認する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・母語とする人が多い有力な言語を一つだけ国家語や公用語とすることで、そして標準語を広めていくことで、本当に国家の安定は図れるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・フランスでは地域主義を主張して各地の言語を守ろうとする動きがある。中国では普通話での教育に対する特に少数民族の反発、そしてマレーシアではブミトラ政策への反発がみられ、一つの言語・標準語重視が常に国家に安定をもたらすわけではない。
<p>展開 4</p>	<p>調べた国々のうち、スリランカなどの言語政策はどのようなものか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スリランカの言語政策に比較的類似した言語政策を行っている国はどこか。調べた国々から5カ国を挙げよう。 ・スリランカ、シンガポール、ベルギー、スイス、カナダ、ボリビアの民族や言語、具体的な言語政策などを、班で報告しよう。 <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スリランカの言語政策はどのようなものか。 ・スリランカは、なぜ2つの言語を公用語としたのか。 <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンガポール、ベルギー、スイス、カナダ、ボリビアの国家語や公用語はどうなっているか。 <p>スリランカ、シンガポール、ベルギー、スイス、カナダ、ボリビアの言語政策で共通することは何か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母語とする人がある程度存在する言語を複数、国家語や公用語とすることで、本当に国家の安定は図れるのか。 	<p>(各班の中で少し話し合い、予想する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スリランカ、シンガポール、ベルギー、スイス、カナダ、ボリビアの言語政策には共通点がある。 <p>(各班の中で、各国について報告しあう)</p> <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スリランカはシンハラ語とタミル語を公用語とする。 ・スリランカはもともと、シンハラ人(現在82%)とタミル人(現在9%)などがおり、イギリス植民地時代は分割統治でタミル人が優遇された。独立後はシンハラ人優遇策をとり、シンハラ・オンリー政策の下、シンハラ語のみを公用語とした。タミル人排除の諸政策にタミル人は反発し、独立運動を展開して内戦状態となった。政府は国家の安定を図るため分権化を進め、タミル語も公用語とした。 ・各国の国家語や公用語は次の通り。 シンガポール---中国語、マレー語、タミル語、英語 (中国系74%, マレー系13%, インド系9%) ベルギー---オランダ語、フランス語、ドイツ語 (オランダ系フラマン人58%, フランス系ワロン人32%) スイス-----ドイツ語(64%), フランス(20%), イタリア語(6%), ロマンシュ語(1%) カナダ-----英語(57%), フランス語(21%) ボリビア---スペイン語、およびケチュア語やアイマラ語など36の先住民の言語 (先住民55%, メスチソ30%, 白人15%) <p>スリランカ、シンガポール、ベルギー、スイス、カナダ、ボリビアは、母語とする人がある程度存在する言語を複数、国家語や公用語とする。各国とも民族や言語について問題がおきる可能性がある中、こうした言語政策を実施し、国家の安定を図ってきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スリランカは近年内戦が終結したが、それは政府軍の制圧によるものであった。ベルギーではフラマン人とワロン人の政治的対立が頻繁におき、カナダではフランス語圏のケベック独立の動きが長年みられる。複数の国家語や公用語を認めても、それが常に国家に安定をもたらすわけではない。

<p>展開 5</p>	<p>調べた国々のうち、インドネシアなどの言語政策はどのようなものか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インドネシアの言語政策に比較的類似した言語政策を行っている国はどこか。調べた国々から3カ国を挙げよう。 ・インドネシア、パキスタン、タンザニア、ケニアの民族や言語、具体的な言語政策などを 班で報告しよう。 <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インドネシアの言語政策はどのようなものか。 ・インドネシアは、なぜ母語としている人が少ない言語を公用語としたのか。 ・パキスタンの言語政策はどのようなものか。 ・パキスタンは、なぜ母語としている人が少ない言語を国家語としたのか。 <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タンザニアとケニアの言語政策はどのようなものか。 ・タンザニアとケニアは、なぜ母語としている人が少ない言語を国家語や公用語としたのか。 <p>-----</p> <p>インドネシア、パキスタン、タンザニア、ケニアの言語政策で共通することは何か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母語とする人が少ないが広範囲で使用される地域・近辺の言語を、国家語や公用語とすることで、本当に国家の安定は図れるのか。 	<p>(各班の中で少し話し合い、予想する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア、パキスタン、タンザニア、ケニアの言語政策には共通点がある。 <p>(各班の中で、各国について報告しあう)</p> <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インドネシアはインドネシア語(マレー語と同じ言語)を公用語とするが、この言語を母語とする人は非常に少ない。 ・インドネシアは、ジャワ人(42%)、スダ人(15%)など多数の民族・言語から成る。独立後、民族や言語の対立を回避しつつ国家を安定させるため、少数言語で交易語としてはある程度普及していたマレー語を「インドネシア語」として公用語とした。現在は、大半の国民がインドネシア語も使用できる。 ・パキスタンはウルドゥー語(話し言葉はヒンディー語とほぼ同じ言語)を国家語とするが、この言語を母語とする人は、独立時にインドから逃げてきた人など6%程である。なお、英語を公用語としている。 ・パキスタンは、パンジャブ人(53%)、パシュトゥーン人(13%)、シンド人(12%)など多数の民族・言語から成る。独立後、民族や言語の対立を回避しつつ国家を安定させるため、少数言語でインド世界(特に北部)で広く通用してきたウルドゥー語を国家語とした。現在、大半の国民がウルドゥー語も使用でき、ウルドゥー語の公用語化がめざされている。 ・タンザニアとケニアはスワヒリ語を国家語あるいは公用語とするが、この言語を母語とする人は両国ともに少ない。なお、英語も公用語としている。 ・タンザニアとケニアは、それぞれ多数の民族・言語から成る。独立後、民族や言語の対立を回避しつつ国家を安定させるため、少数言語だが東アフリカで広く用いられてきたスワヒリ語を公用語とした。現在、特にタンザニアでは大半の国民がスワヒリ語も使用でき、英語の地位は低下している。 <p>インドネシア、パキスタン、タンザニア、ケニアは、母語とする人は少ないが広範囲で使用される地域・近辺の言語を、国家語や公用語とする。各国とも民族や言語について問題がおきる可能性がある中、こうした言語政策を実施し、国家の安定を図ってきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インドネシアではアチェ州やパプア州などで民族主義にもとづく不満の高まり、そしてパキスタンやケニアでも根強い民族対立がみられる。パキスタンでウルドゥー語の公用語化が実現しない理由の一つに、シンド人とウルドゥー語を母語とする人々との対立がある。少数言語を国家語や公用語にしても、それが常に国家に安定をもたらすわけではない。
-----------------	---	--

<p>展開 6</p>	<p>調べた国々のうち、ニジェールなどの言語政策はどのようなものか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニジェールの言語政策に類似した言語政策を行っている国はどこか。調べた国々から6カ国を挙げよう。 ・アフリカ諸国の民族や言語、具体的な言語政策などを 班で報告しよう。 <p>-----</p> <p>・ニジェールの言語政策はどのようなものか。</p> <p>・ニジェールは、なぜ人々が母語としていないフランス語を公用語としたのか。</p> <p>・サハラ以南のアフリカ諸国（調べた国々）の公用語はどうなっているか。</p> <p>サハラ以南の多くのアフリカ諸国の言語政策で共通することは何か。</p> <p>・母語とする人が少ない旧宗主国の言語を公用語とすることで、本当に国家の安定は図れるのか。</p>	<p>(各班の中で少し話し合い、予想する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サハラ以南のアフリカ諸国の多くで、言語政策に共通点がある。 <p>(各班の中で、各国について報告しあう)</p> <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニジェールはフランス語を公用語とするが、ニジェールの人々は一般にフランス語を母語とはしない。 ・ニジェールは、ハウサ人(55%)、ジェルマ人(21%)、トゥアレグ人(9%)などの民族があり、各民族の言語はいずれも書記体系が十分に確立・統一されていない。そうした中、国家の安定を図るため、旧宗主国の言語であるフランス語を公用語とした。 ・旧宗主国により、各国の公用語は次の通り。 ギニア、コートジボワール--フランス語 ナイジェリア、ザンビア----英語 アンゴラ、モザンビーク----ポルトガル語 <p>サハラ以南の多くのアフリカ諸国は、母語とする人が少ない旧宗主国の言語を公用語とする。各国とも民族や言語について問題がおきる可能性がある中、そして実質的機能を重視して、こうした言語政策を実施し、国家の安定を図ってきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サハラ以南の多くのアフリカ諸国において旧宗主国の言語は、国家安定のために一定の象徴的機能・実質的機能を果たしているが、実際には様々な問題から多くの民族対立・紛争がみられ、政情が安定しない国家が多いのが現状である。
<p>終結</p>	<p>インドではどのような言語が使用されているか、そしてどのような言語政策を行っているかを調べよう。さらに、そうした政策が行われる理由を、これまでの学習にもとづき班の中で話しあおう。</p> <p>日本では2000年頃、英語の第二公用語化の是非が一部で論じられたが、どのように思うか。</p>	<p>インド北部は印欧系諸語が使用され、ヒンディー語は全人口の41%を占め、他言語に比べて格段に多い。南部はドラヴィダ系諸語が使用される。連邦公用語はヒンディー語で、フランス等のように母語とする人が多い有力な1つの言語、そして準公用語は英語で、ニジェール等のように旧宗主国の言語としている。さらに州の言語として21の言語を憲法で公認し、スリランカ等のように複数の言語を公認している。</p> <p>(どのように思うか、賛否等は自由だが)もし日本で英語を公用語とすれば、象徴的・実質的機能による「国家の安定」とは別の価値にもとづく言語政策で、あまりみられないタイプの言語政策である。</p>

A～Eの班の生徒に与える資料は次の通り。

A(中国)ルイ＝ジャン・カルヴェ(西山教行訳)『言語政策とは何か』白水社、2000年、77-81頁。
 (タンザニア)宮本正興「スワヒリ語」柴田武編『世界のことば小事典』大修館書店、1993年。

B(インドネシア)ルイ＝ジャン・カルヴェ、前掲書、2000年、109-113頁。
 押川典昭「インドネシア語」朝日ジャーナル編『世界のことば』朝日新聞社、1991年。
 (マレーシア)小野沢純「マレーシア語」朝日ジャーナル編、前掲書、1991年。

C(スリランカ)月村太郎『民族紛争』岩波新書、2013年、17-40頁(より抜粋)。
 (パキスタン)麻田豊「ウルドゥー語」柴田武編、前掲書、1993年。

D(ニジェール)フロリアン・クルマス(山下公子訳)『言語と国家 - 言語計画ならびに言語政策の研究 -』岩波書店、1987年、162-168頁。
 (クロアチア)三谷恵子「クロアチア語」梶茂樹ほか編『事典 世界のことば141』大修館書店、2009年。

E(フランス)田中克彦著『ことばと国家』岩波新書、1981年、78-105頁(より抜粋)。

展開1では、各国の言語政策に関する社会的意思決定で裏づけとなる価値を言い表せるようにする。そのため、国家語や公用語がもつ象徴的機能・実質的機能を確認し、こうした機能から「国家の安定」という、裏づけとなる基本的な価値を捉えられるようにする。

展開2以降は、「国家の安定」を図るための各国の具体的な言語政策を考察する。

まず展開2では、幾つかの班に分かれて調べ学習・情報収集を行う。各班は、4～5カ国ずつを一つの群としたA～Eの国家群（表1参照）のいずれか一つを選択し、選択した群の国々の民族や言語、言語政策等を調べる。その際、クラス全体ではA～Eの全てが選択されるようにして、A～Eにある合計21カ国を調べるようにする。A～Eの国家群はいずれも、国々の言語政策の類型は様ではなく、各群3～4の類型を含むようにしている。こうした活動より、多様な言語政策の存在に気づくとともに、授業で取りあげる多くの国々（21カ国）のうち特定の幾つかの国（4～5カ国）について詳しくなるようにする。

次の展開3からは班を組み換え、新しい班はA～Eそれぞれを調べた生徒が班の中に揃うようにして、学習を進める。展開3～6では、それぞれの展開のはじめに、教師が一つの国を示し、他の20カ国の中でその国と比較的類似した言語政策を行っている国を各班で少し話し合って予想し、そして確認を行う。その後、確認した国々の言語政策等を、先の調べ学習にもとづいて各班の中で報告しあう。

こうした学習方法は、知識構成型ジグソー法を参考にした。知識構成型ジグソー法とは「授業で答えを出したい問いを立て、その問いに答えを出すために必要な「部品」を複数、わかれて担当してその内容を理解する。その上で、部品を担当したものが一人ずつ集まってその内容を統合して問いに答えを出す」学習の方法である⁶⁾。

ただし、開発した小単元はこの方法で多くみられるものとは異なっている。それは、A～Eの各群の中の国々を同じ類型で揃えず、多様な類型を含むようにしたことである。知識構成型ジグソー法で「エキスパート活動」とされる部分の一般的な形を変えて、不完全だが広い視野をもつゼネラリスト育成、および限られた具体的知識を身につけたスペシャリスト育成としたのである。社会系教科目の学習では、数多くの事例から多様な類型を捉えていくことが重要となることも多く、そして類型によって子どもの興味・関心が大きいもの、一方でそうではないものと、ばらつきもあろう。そうした場合、ここで示したような学習方法も効果があると考えられる。

以下は、展開3～6それぞれについて、班での報告後の学習内容を述べる。

展開3は、フランス、中国、クロアチア、マレーシアを取りあげ、母語とする人が多い有力な言語を一つだけ、国家語や公用語とする言語政策を捉えさせる。ここではフランスの言語政策を典型事例として考察し、その後に他の国々の政策を確認していく。ただし、これらの中には、フランス語のように既に広められた標準語もあれば、中国語の普通話のように標準語が近年広められていたり、クロアチア語のように標準語を定めようとしていたり、あるいはマレーシアのマレー語のように母語としない人々が相当数いる場合があったりするので、これらの多様な状況も捉えられるようにする。また、こうした言語政策で本当に国家の安定が実現できるのかも考えさせる。

展開4は、スリランカ、シンガポール、ベルギー、スイス、カナダ、ポリビアを取りあげ、母語とする人がある程度存在する言語を複数、国家語や公用語とする言語政策を捉えさせる。ここではスリランカを典型事例として、民族対立が激しくなる中、シンハラ語の

みを公用語とする政策から、タミル語も公用語とした過程を考察する。その後、それ以外の国々について確認し、最後にこうした言語政策で本当に国家の安定が実現できるのかを考えさせる。

展開5は、インドネシア、パキスタン、タンザニア、ケニアを取りあげ、母語とする人は少ないが、広範囲で使用される地域・近辺の言語を、国家語や公用語とする言語政策を捉えさせる。ここではインドネシアを典型事例とした。インドネシアは非常に多数の民族・言語から成り、独立後、少数言語だが交易語としてある程度普及していたマレー語を「インドネシア語」として公用語としたこと、そして現在では大半の国民がインドネシア語を使用できるようになっている状況について学習するようにした。その後、パキスタンのウルドゥー語、タンザニアやケニアのスワヒリ語について確認し、最後にこうした言語政策で本当に国家の安定が実現できるのかを考えさせる。

展開6は、サハラ以南のアフリカ諸国を取りあげ、母語とする人が少ない旧宗主国の言語を公用語とする言語政策を捉えさせる。ここではニジェールを典型事例として、多数の民族から成り、各民族の言語がいずれも、確立された書記体系をもたなかった状況のもとで、旧宗主国の言語であるフランス語を公用語としたことを理解する。その後、それ以外のアフリカ諸国について確認し、最後にこうした言語政策で本当に国家の安定が実現できるのかを考えさせる。

終結は、展開部での知識を活用した思考・判断の場とする。ここではまず、インドで母語とされている諸言語やインドの言語政策について調べる。そして、なぜ連邦公用語としてヒンディー語を、準公用語として英語を、そして21の憲法公認語を選定したのかを、展開部での知識を適用・応用して考えるようにしている。さらには、現在の此処の社会に関して、日本での英語の第二公用語化についても考えるようにしている。

以上のような授業展開過程は、同様の価値にもとづく多様な社会のあり方を、学問の成果も利用しながら冷静に捉えられるようになっており、予測不能な未来を生きる子どもの批判的思考力育成、合理的意決定力育成に寄与するものになっているといえよう。

4. おわりに

本小論は、社会的意決定批判学習を類型化して示し、その上で、同様の価値にもとづく異なる社会的意決定を捉えられるようにする授業の必要性を指摘した。そして、こうした授業について、高等学校地理学習の小単元「言語政策」を開発して具体的に提示し、その実現可能性および有用性を示した。

社会科は、教養や学問的な知識、子どもにとっての問題や活動、現実的な社会・社会問題、いずれを重視するかで異なる教科論・授業論が展開されてきた。最近では社会の現実を重視したものが、学会や各地の研究授業等で多くみられ、活動的な学習方法と組み合わせ、新たな社会科授業として提案されることが多い。こうした社会重視や子ども重視の姿勢は重要である。しかし、それは必ずしも知識重視と矛盾するものではない。本小論で論じた授業論・授業構成は、社会的意決定を批判的に研究することで、社会の現実とさまざまなレベルの知識を結び付け、さらに知識構成型ジグソー法を参考にした学習方法を取り入れることで、子どもの活動も促している。今後も、知識・社会・子どもの重要性を強く意識した社会科授業の提案を続けたい。

註

- 1) 例えば次のものがある。
 - ・土肥大次郎「社会的意思決定の批判的研究としての社会科授業 - 公民科現代社会小単元「市町村合併と地方自治」の場合 - 」『社会科研究』第71号, 2009年 .
 - ・土肥大次郎「社会的意思決定の批判的研究としての授業 - 真理性と正当性を保障する意思決定型授業「原発政策」の開発 - 」『社会系教科教育学研究』第23号, 2011年 .
- 2) ルイ＝ジャン・カルヴェ (西山教行訳)『言語政策とは何か』白水社, 2000年, 7頁 .
- 3) 渋谷勝己「言語計画」真田信治ほか編『社会言語学』桜楓社, 1992年 .
- 4) 渋谷勝己, 前掲文, 1992年, 174頁 .
- 5) 特に次のものを参考にした。
 - ・フロリアン・クルマス (山下公子訳)『言語と国家 - 言語計画ならびに言語政策の研究 - 』岩波書店, 1987年 .
 - ・田中克彦著『ことばと国家』岩波新書, 1981年 .
- 6) 三宅なほみほか「学習者中心型授業へのアプローチ - 知識構成型ジグソー法を軸に - 」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第51巻, 2011年, 449-450頁 .

付記 本稿は、既発表論文が査読を経て新たに掲載されるものである。